

平成 23 年 9 月 22 日（木曜日）

第 3 回松島町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成23年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	（欠番）	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
総 務 課 長	高 平 功 悦 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	亀 井 純 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 （第1号）

平成23年9月22日（木曜日） 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9月22日から10月7日まで16日間

〃 第 3 副議長の選挙

〃 第 4 議席の一部変更

〃 第 5 議会運営委員の選任

〃 第 6 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙

〃 第 7 町長所信表明

〃 第 8 議案第 76号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（朗読説明）

〃 第 9 議案第 77号 松島町町税条例等の一部改正について（朗読説明）

〃 第10 議案第 78号 松島町都市計画税条例の一部改正について（朗読説明）

〃 第11 議案第 79号 松島町民体育館条例の廃止について（朗読説明）

〃 第12 議案第 80号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（朗読説明）

〃 第13 議案第 81号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について（朗読説明）

〃 第14 議案第 82号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（朗読説明）

〃 第15 議案第 83号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

〃 第16 議案第 84号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

〃 第17 議案第 85号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

〃 第18 議案第 86号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

〃 第19 議案第 87号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

〃 第20 議案第 88号 平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1

号) について (朗読説明)

- 〳 第 2 1 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について (朗読説明)
- 〳 第 2 2 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について (朗読説明)
- 〳 第 2 3 議案第 9 1 号 平成 2 2 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 4 議案第 9 2 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 5 議案第 9 3 号 平成 2 2 年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 6 議案第 9 4 号 平成 2 2 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 7 議案第 9 5 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 8 議案第 9 6 号 平成 2 2 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 2 9 議案第 9 7 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 3 0 議案第 9 8 号 平成 2 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 3 1 議案第 9 9 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 3 2 議案第 1 0 0 号 平成 2 2 年度松島町水道事業会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)
- 〳 第 3 3 報告第 1 0 号 平成 2 2 年度松島町健全化判断比率について
- 〳 第 3 4 報告第 1 1 号 平成 2 2 年度松島町資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第3回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町—————ほか3名の皆様でございます。

議事日程に入る前に報告事項がございます。去る9月5日、小幡公雄議員から、議員を辞職したい旨の届け出がありましたので、地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたことをご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3高橋辰郎議員、4番伊賀光男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月7日までの16日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月7日までの16日間に決定しました。

続いて、副議長の選挙を行います。日程に入る前に皆さんにお伺いします。

前回の議長及び副議長の選挙においては、立候補者の意思表示及び推薦者からの推挙を休憩時に行っています。前回の選挙に倣い、立候補者の意思表示及び推薦者からの推挙を休憩時に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、本会議は暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第3 副議長の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙は投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、しばらくお待ち願います。

準備ができましたので、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は17人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で記入の上、投票願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

選挙の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告します。

投票総数 17 票

有効投票 17 票

無効投票 0 票

有効投票のうち 阿部幸夫議員 9 票

高橋利典議員 8 票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 選挙の結果は、報告のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は5票であります。よって、阿部幸夫議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいま副議長に当選されました阿部幸夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました阿部幸夫議員から、副議長当選承諾のごあいさつを自席でお願いします。

○副議長（阿部幸夫君） ただいま、皆様方のご推挙によりまして、伝統ある松島町議会の副議長を拝命することができました。まことにありがとうございます。今後は、この重責を重く受けとめ、自分自身を戒めながら、全身全霊議会のさらなる活性化に努める所存でございますので、議員の皆様には、より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） よろしく願いいたします。

ここで、議事運営上、暫時休憩したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

休憩に入ります。議員の皆様は控室にお集まり願います。

午前10時21分 休 憩

午前10時40分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第4 議席の一部変更

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときは議席を変更することができるとなっております。よって、議長において議席の一部を変更いたします。5番阿部幸夫議員の議席を17番に変更し、5番の議席を空席といたします。

ただいま申し上げましたとおり議席を一部変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

ここで、阿部幸夫議員に議席を移動していただきますので、暫時休憩したいと思います。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

1名欠員となっておりますので、お諮りします。委員会条例第5条の第1項の規定により、阿部幸夫議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、指名したとおり阿部幸夫議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

皆様にお諮りをいたします。第一常任委員会の委員長の方から、副委員長の欠員に伴って副委員長の選任をしたいという申し出があり、伊賀光男議員を推選したいということで申し出がありますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、伊賀光男議員を第一常任委員会の副委員

長に指名をいたします。

日程第6 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第6、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

組合議会議員であった小幡公雄議員の辞職により、本町選出の組合議会議員が現在欠員となっておりますので、後任の議員を選出いたします。

ここでお諮りをします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に阿部幸夫議員を指名します。

阿部幸夫議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました阿部幸夫議員が、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました阿部幸夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第7 町長所信表明

○議長（櫻井公一君） 日程第7、町長所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、これを許可します。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと所信表明をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例改正等が6件、平成23年度補正予算が9件、平成22年度決算認定が10件、報告事項が3件、それに人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、8月19日の議会全員協議会でご説明いたしましたが、平成24年10月の全国健康福祉祭りねんりんピックの開催に関する事業を推進するため、松島町行政組織規則第3条に基づき、町民福祉課に「ねんりんピック推進室」を設置し、万全の体制で進めてまいりますので、ご報告いたします。

次に、昨日の台風15号関連の対応についてご報告申し上げます。

まず、今回の降雨量についてご説明申し上げます。9月20日は93.5ミリ、9月21日につきましては269ミリ、2日間の合計降雨量は362.5ミリでありまして、近年まれに見る豪雨となりました。

町の対応としては、今回の台風が大型で強く勢力を保ったまま本町に接近するということで、9月21日の午前8時に警戒本部を設置し、水道事業所及び建設課により、護岸の点検や高潮、内水排除のためポンプの設置などの対策を講じました。

午後4時、吉田川水位が、水防団待機水位を超えたため、消防団の配備を完了しました。

午後8時30分に警戒本部を災害対策本部に切りかえ、全職員を招集し、町内の巡回や避難所の開設、避難者の誘導、排水作業、巡回点検、マスコミ対応などに当たりました。

午後9時30分に高城川が危険水位を超えたため、高城川沿いの地域と磯崎、長田地区周辺、幡屋、北小泉、下竹谷、上竹谷の一部に避難指示を発令しました。避難指示を出した対象は、約1,200世帯3,300人となりました。また、小石浜地区、松島駅周辺の碓田、間坂地区が冠水により孤立したため、宮城県を經由して自衛隊多賀城駐屯地に派遣要請を行いました。小石浜地区については、ホテル大観荘に災害派遣で宿泊していた千葉県警の方々により救助に当たっていただき、その後、陸上自衛隊第22普通科連隊が到着し、各地区の救助活動を開始しました。避難所の数は、合計10カ所となり、避難者数は最大で254人でした。

また、本日早朝より、引き続き、陸上自衛隊第22普通科連隊が被害状況の確認調査及び被災地の声かけを1軒1軒行っております。

なお、被害が大きかった小石浜地区、長田地区、碓田地区、磯崎地区では、炊き出しを開始するとともに、手樽交流センターを避難所として受け入れを行っております。

被害の調査結果につきましては、今議会会期中にまとめ次第ご報告させていただきます。

それでは、貴重なお時間をいただきまして、今後の町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

私は、このたび、多くの町民の皆様から温かいご支援とご支持をいただき、再び町政を預かることとなりました。平成19年4月に町長就任以来、これまでの4年間ににおけるさまざまな取り組みに対し、町民の皆様から評価をいただき、心より感謝申し上げる次第でございます。

また、改めて、私の使命は、心の通った温かいまちづくりと公正、公平、そして清潔を目指し、町民の皆様が「松島に住んで本当によかった」と言えるような自信と誇りの持てる松島のまちづくりを実現することであり、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、これまで1期4年の間に、町民の皆様の基本施策として掲げた公約に基づき各プロジェクトを実行しながら、松島町として山積する多くの課題に対応してまいりました。

そして、行政需要の複雑・多様化する中、県内最大規模の地上デジタル放送中継局の設置や入札監視委員会の設置、戸籍の電算化、第一小学校体育館建設、都市計画道路根廻磯崎線の整備再開、初原バイパスの整備促進など、長年の課題を解決に向けて着手するとともに、起債残高の減少と財政調整基金の増加、財政の健全化に努めてまいりました。

観光面でも、観光客のさらなる誘致を図るべく、各方面においてトップセールスを行うなど、本町を取り巻くさまざまな環境の変化に対応してきたところです。

3月11日に発生しました東日本大震災では、人命の安全を最優先に、被災者対応や近隣自治体への貢献など、議員の皆様のご協力もいただきながら職員一丸となって取り組むことができました。

震災からの復興計画におきましては、被害を受けた公共施設の早期復旧を初め、松島町の将来を担う若者からの意見を促し、さらに復興会議や議会からのご意見も反映させながら、もう一つ先の松島を見据え、「発展」の要素を取り入れた内容でことし12月の計画策定を目指し、引き続き作業を進めております。

私は、ただいま申し上げました1期4年の成果を踏まえ、2期目に当たりましては、震災を乗り越えてさまざまな社会環境にも対応できる柔軟性を持ちながら、いかなる困難にも立ち向かう勇気と覚悟を持って、将来の都市像である「住み続ける町、行ってみたい町、松島」、そして「品格ある町」「心豊かな町」「町民一丸のまちづくり」「未来を楽しく」の実現を目指し、「震災からの速やかな復興」「定住化促進」「観光と主要産業の発展」「地域の発展と活性化」「公平透明な行政」という五つの基本政策に重点的に取り組みを進めてまいります。

個別の施策といたしまして、次のことに取り組んでまいります。

まず、「震災からの速やかな復興」です。

復興には、インフラ整備など短期間で行うものと今までに準備してきたものを見直し、震災で学んだことを生かす中期間の復興、そしてまちの発展に向けた長期間の復興があります。地方自治体に対する国の支援がおこなわれている現状もありますが、町民の方々は、自宅前の道路の復旧や高潮による浸水など、細部にわたる復興を望んでおられます。そのため、本年12月までに復興計画を策定し、町全体の方向性を示してまいります。さらに、「絆と協働の復興」「復旧と創造」「感謝と貢献」、この三つの基本理念に基づき、まずは、町民の生活再建を図り、道路や港湾などの都市基盤を早期に復旧させるとともに、新たな都市基盤の整備を推進します。また、観光と産業の復興を目指し、東北宮城の復興を松島が牽引し、総合的な防災まちづくりを推進します。

次に、「定住化促進」です。

全国的な人口減少と仙台市近郊に大型の宅地開発が進められているほか、東日本大震災により不動産業界を取り巻く環境が激変している状況です。本町においても、復興支援定住促進事業補助金など、町独自の政策を前面に出したプロモーション活動を展開するほか、駅や高速道路などの交通利便性や美しい風景など、本町が持つポテンシャルを最大限に引き出せる都市基盤の整備に積極的に取り組んでまいります。

J R東北本線の駅周辺は可能性の大きな地区と考えており、松島駅周辺地域は近隣商業地域などが含まれることから、大手ディベロッパーなどとの協力関係を築き、若者が必要とする商業施設や生活利便施設、駐車場、住宅地など面的な整備により土地の有効利用を図り、都市の魅力を向上させます。

また、愛宕駅周辺地区など、潜在的価値の高い地域として、市街化区域の拡大や地区計画などにより、定住化につながる良好なスマートコミュニティなど、これからの時代に即した住環境の整備に取り組んでまいります。

品井沼駅周辺地区など市街化調整区域については、地区計画などにより、よりよい住環境を整備するとともに、環境保全米づくりなど新規就農者の開拓などにより、空き家の有効利用や耕作放棄地の抑制などの可能性を探ります。

さらに、定住化促進の上で必要となる企業誘致につきましても、町内の高速道路インターチェンジ周辺を中心として、その実現に努めてまいります。

次に、「観光産業と主要産業の発展」です。

観光は、町民の方々の誇りの源です。多くの人が松島を訪れ、町民の方々と交流していただ

くことが目標です。

東日本大震災の影響により激減した観光客を取り戻すため、私みずからが積極的なトップセールスを展開し、国や県、世界遺産に登録された平泉町などと連携を図りながら、「美しい東北、松島」を、国内はもとより、世界各国にPRするとともに、新たなコンベンション誘致に取り組み、東北の観光復興を牽引してまいります。

また、環境保全米や松島白菜、かき祭りin磯島などの地産地消や松島流灯会海の盆など、新しい松島を発信するため、町内で芽生えた若い世代の取り組みを支援し、一次産業と観光の振興を図るとともに、将来の松島を担う人材の育成に力を注いでまいります。

また、松島の魅力を最大限に引き出せるよう、歩行系の道路整備や景観形成、さらにはホスピタリティの向上など、ハード・ソフト両面で受け入れ態勢の整備を図り、何度でも訪れてみたくなる魅力的な観光地の実現に取り組んでまいります。

次に、「地域の発展と活性化」です。

住民や地域社会のニーズや要望などを反映した適切な地域づくり・まちづくりを進めていく上で、地域コミュニティの重要性は、今後一層増していくことと考えられます。また、今回の震災によって、地域のリーダーとなれる地域コミュニティの中核的な担い手を育成していく必要性も実感しました。

しかしながら、多くの地区では、役員のなり手不足等が課題となっています。人材の多様化、高度化を進めるためには、地域の団体や企業など新たな担い手と連携・支援しながら、地域行事などへ若い世代が参画し、しっかりと地域社会を形成していけるよう、行政区や分館との連携を強化します。そして、行政と地域が適切な役割分担、関係構築を推進していくことで、地域が有する資源・能力を生かした効果的、効率的な地域づくりができる体制を築き上げてまいります。

最後に、「公平透明な行政」です。

クリーンで公平透明な行政は、町民の信頼を得、行政が機能するための最低限の前提です。そのためには、健全な財政運営とともに、時代の変化に柔軟に対応し、町民の要請に的確にこたえることができるような体制を築く必要があります。

また、町民に開かれた、町民が参加できる行政をさらに追求してまいります。

今後も、健全な財政運営を行うとともに、議会を通して、行政としての説明責任をしっかりと果たしながら、組織改革や職員の技術力の向上と町民に対する思いやりの心で接することの徹底を図り、クリーンな行政運営に取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。

もとより、まちづくりは、行政のみでなし得るものではございません。町民の英知を結集することが必要です。本町においても、これまで多くの先人たちのたゆまぬ努力が松島の発展に大きく寄与してまいりました。今後とも、子供たちの夢をはぐくみ、町民の皆様が「いきいきと安心して暮らすことができる町、住み続ける町、行ってみたい町、松島」の礎を築くべく、新たな決意と覚悟を持って各種施策に取り組んでまいる所存でございます。

○議長（櫻井公一君） 町長の所信表明が終わりました。

日程第 8 議案第 7 6 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第 8、議案第76号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 7 6 号

松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第76号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、条項ずれの改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 9 議案第 7 7 号 松島町町税条例等の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第 9、議案第77号松島町町税条例等の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第77号

松島町町税条例等の一部改正について

松島町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第77号松島町町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、個人町民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ及び肉用牛に係る免税の適用期間の延長等。また、個人町民税等の不申告に関する過料の限度額の引き上げの見直しを行うとともに、税負担軽減措置の延長等を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元にありますA4判のワンペーパーの資料に基づいて内容を説明させていただきます。

なお、参考といたしまして、条例に関する説明資料、それから新旧対照表とありますが、この資料、ワンペーパーの資料により説明をさせていただきます。

まず、過料であります。過料につきましては、今回の地方税法の改正の中で、市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるというのがあります。これを受けまして、今回過料の上限の引き上げ、3万円以下から10万円以下に改正するものであります。関係する条文につきましては、記載のとおりであります。そのほかに、新設として10万円以下、三つの条文について今回追加したものでございます。

次に、寄附金税額控除、第34条の7関係になりますけれども、これは条文としましては全文改正しております。地方税法の引用表記を用いて簡略をしております。

それで、内容としては、控除の適用下限が今まで5,000円でしたけれども、これを2,000円にということになっております。それに伴います参考例として、改正前、改正後で計算するとどのようになるかということで例を記載しております。後ほど見ていただきたいと思います。

それから、もう一点、肉用牛に係る免税ということで、附則第8条関係になりますけれども、肉用牛に係る課税の免税規定が、今平成24年までだったものを27年度まで3年間延長しますという内容です。

あわせて、売却頭数の改正、今まで年間2,000頭以内ということがあったんですけども、これが1,500頭以内ですよというふうに改正されております。

次の、その裏です。それについて、町税の大きな2条関係ですけれども、上場株式等の配当に係る配当所得の軽減、これにつきましては、今までは本則ですと20%だったんですけども、10%で延ばしてきたわけですけれども、これらについても、平成25年、記載のとおり2年間延長するというふうになります。同様に、条約適用配当に係る軽減税率の適用も2年間延長しますという内容でございます。

それにあわせて、大きな3条に係るわけですけれども、非課税口座内の上場株式等の特例、これも2年、施行期日で2年、それから開始2年度延長するという内容になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第78号 松島町都市計画税条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第78号松島町都市計画税条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第78号

松島町都市計画税条例の一部改正について

松島町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第78号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の課税標準等の特例の見直し等に伴う改正であ

ります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 1 1 議案第 7 9 号 松島町民体育館条例の廃止について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第79号松島町民体育館条例の廃止について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 7 9 号

松島町民体育館条例の廃止について

松島町民体育館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第79号松島町民体育館条例の廃止について提案理由を申し上げます。

松島町民体育館条例の廃止につきましては、現在の松島町民体育館の管理運営整備状況、利用形態等を考慮し、今後の計画として町民体育館の解体、松島第2町民体育館の改修を補助事業として整備を図るため、松島町民体育館条例を廃止するものであります。

また、当該条例に関連する暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例を附則において改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 1 2 議案第 8 0 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第80号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 8 0 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第80号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行うものであります。

今回の改正は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、兄弟姉妹を加えるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第81号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第81号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第81号

災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、災害弔慰金等支給審査会等に関する事務を別紙規約により宮城県に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第81号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託について提案理由を申し上げます。

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等について、災害起因による関連死か否かについて審査する災害弔慰金等支給審査会の設置及び運営を宮城県に委託するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第82号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第82号平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第82号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,067万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金及び平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧費並びに町税の減免等について補正するものであります。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、災害事務関係等に伴う職員の時間外手当について補正するものであります。8目企画費につきましては、東部地区地域交流センターを

利用し活動しております「いちょうの会」が行う、地域コミュニティ活動事業に対し支援するものであり、財団法人自治総合センターコミュニティセンターより助成金の交付決定を受け補正するものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民の行政サービス向上を図り、外国人を住民基本台帳の対象とするためのシステム改修費を補正するものであります。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、災害事務関係等に伴う職員の時間外手当及び同じく災害事務関係等に伴う時間外手当分について国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。3 目老人福祉費につきましては、災害事務関係等に伴う職員の時間外手当について補正するものであります。5 目介護保険対策費につきましては、災害事務関係等に伴う時間外手当分について介護保険特別会計への繰出金等を補正するものであります。7 目ねんりんピック推進費につきましては、新たに目を設定し、平成24年度に松島町で開催される「ねんりんピック宮城・仙台2012」を踏まえ、今年度開催市の熊本県への視察及び実行委員会等に係る経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

4 款衛生費 1 項 5 目環境衛生費につきましては、災害事務関係等に伴う職員の時間外手当及び当初10基で予定しておりました合併処理浄化槽について、さらに5基見込まれることから補正するものであります。

5 款労働費 1 項 1 目勤労青少年ホーム費につきましては、東北地方太平洋沖地震の余震に伴い施設の天井部の破損等が生じていることから、修繕について係る費用を補正するものであります。2 目労働諸費につきましては、緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業において、若年未就職者に雇用促進を図るため、町内宿泊施設及び観光関係事業所へのおもてなし向上推進事業について増額するものであります。

6 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会費につきましては、7 月の農業委員統一選挙において4 人が改選となったことに伴い補正するものであります。3 目農業振興費につきましては、学校給食用等の町内産物の放射性物質検査を町が独自に検査する費用を補正するものであります。6 目畜産振興費につきましては、牛ふん堆肥放射性セシウムの自主検査が対象となる農家を支援するために補正するものであります。

8 款土木費 1 項 1 目土木総務費につきましては、緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業として実施するものであり、地震によって被災した道路等の補修業務及び支

援制度等の受付事務補助員として雇用するための経費を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、当初、石油立地交付金を充当し実施する予定でございましたが、東北地方太平洋沖地震に伴い、塩釜地区消防事務組合の車両等が被災し、消防力の低下が著しく、施設整備の復旧が最も急務であり最優先することから、今年度のみ特別措置として、2市3町の配分額を全額塩釜地区消防事務組合に交付し、多賀城消防署配備の救助工作車及び七ヶ浜消防署配備の消防ポンプ車再整備等に充てるために減額するものであります。3目災害対策費の防災対策等検証・整理業務につきましては、今回の震災に伴い、役場の行動、住民それぞれの対処について検証した結果を取りまとめ、町民の皆様に情報提供し、今後の防災に役立てることを目的に実施するものであり、また、災害時の新たな情報発信の手段として、災害時に活用されるメール配信システムを活用し、町民並びに観光客の生命の安全を第一に取り組むことを目的に、これらに関する初期設定費用等を補正するものであります。

10款教育費3項1目中学校管理費につきましては、町民体育館条例の廃止により、中学校体育館への権限がえに伴う管理経費等について補正するものであり、4目学校建設費につきましては、旧第二町民体育館を中学校体育館として活用するに当たり、雨漏りの抜本的な修理や施設老朽化を改善し、中学校体育館として安全かつ効果的に活用するために大規模改修実施設計業務を補正するものであります。

4項5目地域交流センター費につきましては、東部地区地域交流センターの窓ガラス及び玄関扉の修繕について補正するものであります。

14ページをお開き願います。

5項2目体育施設費につきましては、町民体育館の廃止に伴い、体育館の管理経費を減額するものであり、また、町民体育館除去事業につきましては、第一町民体育館の施設老朽化が著しいことから解体するものであります。4目給食施設費につきましては、今回の震災に伴い、七ヶ浜町学校給食センターが被害を受けたことから、調理業務の支援を行っており、支援に要する経費を増額するものであり、また、3月11日以降に学校給食を停止した分の還付未済分について補正するものであります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、8月に災害査定がありました道路災害7カ所の道路補助災害復旧工事及び震災以降の余震により、運動公園のテニスコート人工芝下部アスファルトの亀裂・段差等が生じたことから、復旧に係る測量設計業務

について補正するものであります。

3項2目社会教育施設・保健体育施設災害復旧費につきましては、8月に災害査定のありました野外活動センターのり面等災害復旧工事等について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

1款町民税1項1目個人町民税及び2項1目固定資産税につきましては、震災に伴う減免申請見込額等について減額するものであります。

5項1目入湯税につきましては、災害復旧による課税免除見込額及び今後の収入見込額を精査し減額するものであります。

6項1目都市計画税につきましては、震災に伴う減免申請見込額等について減額するものであります。

4ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、本年度の交付額の確定によるものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金の保育所保育料につきましては、震災に伴う減免申請見込額について減額するものであります。

14款使用料及び手数料1項7目教育使用料につきましては、町民体育館の用途廃止等に伴い減額するものであります。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました道路補助災害復旧事業に対するものであります。

2項2目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明した合併処理浄化槽設置事業に対するものであります。3目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました町民体育館除去事業に対するものであります。4目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました野外活動センターのり面等災害復旧事業に対するものであります。

16款県支出金2項4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業及び震災対応事業に対するものであります。

6ページをお開き願います。

9目石油貯蔵施設対策費補助金につきましては、歳出でご説明しました宮城県からの今年度配分額について、一括して塩釜地区消防事務組合に交付となったことから減額するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成22年度決算等に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計から繰り入れするものであります。

20款繰越金につきましては、平成22年度決算に伴い補正するものであります。

21款諸収入5項2目雑入の財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団修繕助成金につきましては、4月の臨時議会で議決をいただきましたB&G海洋センター施設周り等の地盤沈下の災害復旧事業に対し、B&G財団より交付決定を受けて補正するものであり、ねんりんピック宮城・仙台2012平成23年度準備事業費補助金及び財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金並びに七ヶ浜町学校給食調理負担金につきましては、歳出でご説明した事業に対するものであります。

22款町債1項3目臨時財政対策債につきましては、本年度普通交付税の算定結果に基づき減額するものであり、5目災害復旧債につきましては、歳出でご説明しました道路補助災害復旧事業及び野外活動センターのり面等災害復旧事業に対するものであります。6目土木債につきましては、歳出でご説明しました第一町民体育館除去事業に対するものであり、7目歳入欠かん債につきましては、震災に伴い減免を実施した町税及び保育所保育料の収入減分に対し、借り入れをするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、住民基本台帳システム改修業務及び防災対策等検証・整理業務並びに緊急メール連絡網システム事業につきましては、債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。会議経過1時間を過ぎましたので、休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

午前11時25分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第15 議案第83号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第83号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第83号

平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,539万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億599万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第83号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う一般会計繰出金及び東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険税の減免申請見込額、療養給付費等一部負担金の増加による療養給付費等の増額並びに国民健康保険審査支払業務の効率化を図るための国民健康保険システムの改修費用等について補正するものであり、国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付金並びに療養給付費等交付金を財源とし、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第84号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第84号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 8 4 号

平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成23年度松島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億8,639万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第84号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う一般会計繰出金及び後期高齢者医療広域連合納付金並びに東北地方太平洋沖地震に伴う保険料減免に係る過年度保険料還付金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 1 7 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第85号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 8 5 号

平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ13億1,872万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第85号、平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う一般会計繰出金及び東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険料の減免申請見込額、介護サービス利用の増加に伴う介護サービス等諸費の増額並びに平成22年度事業費の実績に伴う支払基金への返還金、震災による施設入居者の食費・居住費免除に伴う償還金を補正するものであり、災害臨時特例補助金を財源とし、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第86号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第86号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第86号

平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第86号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金を介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第87号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第87号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第87号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,988万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第87号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金及び東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって破損した福浦橋の本復旧工事等について補正するものであり、また、震災後の

観光客減少等に伴う事業収入を減額し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第88号 平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第1号)について(朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第88号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第88号

平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)

平成23年度松島町の松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第88号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の前年度繰越金について補正し、松島区の区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第89号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4

号)について(朗読説明)

○議長(櫻井公一君) 日程第21、議案第89号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長(櫻井一夫君) 議案第89号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,043万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月22日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長(櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第89号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う一般会計繰出金及び東北地方太平洋沖地震により被災した公共下水道施設の災害復旧事業について、8月末時点での災害査定完了箇所について補正し、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第90号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)について(朗読説明)

○議長(櫻井公一君) 日程第22、議案第90号平成23年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 9 0 号

平成 2 3 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成23年度松島町水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第 1 款資本的収入、既決予定額360万1,000円、補正予定額△360万円、計1,000円。

科目、第 1 項負担金、既決予定額360万1,000円、補正予定額△360万円、計1,000円。

支出。

科目、第 1 款資本的支出、既決予定額6,817万9,000円、補正予定額△360万円、計6,457万9,000円。

第 1 項建設改良費、既決予定額5,085万9,000円、補正予定額△360万円、計4,725万9,000円。

上記以外の予算、既決予定額1,732万円、補正予定額ゼロ、計1,732万円。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第90号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東北地方太平洋沖地震の影響に伴い、消火栓設置工事を実施しないことになりましたので、資本的収入の一般会計からの負担金を減額し、あわせて資本的支出の建設改良費から同額を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。日程第23、議案第91号から日程第32、議案第100号までは、平成22年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括して議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

て（朗読説明）

日程第 24 議案第 92 号 平成 22 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 25 議案第 93 号 平成 22 年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 26 議案第 94 号 平成 22 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 27 議案第 95 号 平成 22 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 28 議案第 96 号 平成 22 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 29 議案第 97 号 平成 22 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 30 議案第 98 号 平成 22 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 31 議案第 99 号 平成 22 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 32 議案第 100 号 平成 22 年度松島町水道事業会計決算認定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第91号から日程第32、議案第100号までを一括議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第 91 号

平成 22 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第 92 号

平成 22 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第93号

平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第94号

平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第95号

平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第96号

平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第97号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第98号

平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第99号

平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第100号

平成22年度松島町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成22年度松島町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成22年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成22年度の日本経済は、自立的な景気回復までには至らず、急激な円高の進行などにより足踏み状態となっており、いまだ先行きの不透明感が払拭できず、また少子高齢化に伴う人口減少社会への進行や国内需要が低迷を続ける中で、若年層を初めとする失業率が依然高い水準となっており、地方財政においても依然として厳しい状況が続いております。

また、平成23年3月11日に発生した未曾有の大地震と大津波で町内の至るところに傷跡を残し、自然の驚異をまざまざと見せつけられたところでもあります。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、平成22年度の予算に計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきまして、清野、菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げるものであります。両委員からご指導をいただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいる所存であります。

さて、決算書並びに関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、平成22年度一般会計の決算につきましては、歳入総額59億5,303万8,000円に対し、歳出総額56億5,475万8,000円となり、歳入歳出差引額2億9,828万円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額4,574万4,000円及び事故繰越し繰越額741万6,000円を差し引いた2億4,512万円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、2億円を地方自治法の規定により基金繰り入れをするものであります。

平成22年度予算に対する歳入の収入率は、100.61%、歳出の執行率は95.57%となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で7,087万3,000円、収入済額で5,033万8,000円とそれぞれ増額となり、徴収率は0.7ポイントの減となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきましてご説明申し上げます。

議会費につきましては、各種視察研修及び議会だより発行経費並びに会議録作成経費等であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しております。

広報広聴費につきましては、広報紙などで町政や町の動きをお知らせするとともに、地域に密着した情報の提供に心がけてまいりました。

また、定例の行政相談所を設け、住民の日常生活での苦情や困り事について相談を受けております。

また、ホームページの掲載情報の充実に努めるとともに、各職員が更新できるシステムを構築

したほか、日本語のほか4カ国語対応とし、デザインなどもより見やすく親しみやすいホームページへのリニューアルを行いました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、景観計画策定に向け、景観計画検討委員会での検討を進めるとともに、景観ワークショップの開催により、景観形成に対する住民意識の醸成を図るなどして景観計画策定事業を推進しました。

また、平成23年度を初年度とする長期総合計画第三次基本計画の策定に向けた取り組みを行いました。

交通安全費につきましては、区画線工約370メートルを引き直しし、また、防護さく工事として、ガードレールの撤去並びに再設置40メートルを実施しております。

カーブミラーにつきましては、8カ所についてそれぞれ設置並びに移設による交通安全施設整備を実施しております。

また、幼児・児童・高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室等を実施してまいりました。

啓発事業といたしましては、飲酒運転撲滅運動として、リーフレットを配布し、飲酒運転根絶を呼びかけております。

諸費につきましては、行政区長等の移動研修会を開催し、新潟県村上市における市民による景観を生かしたまちづくりの取り組みについて研修を行いました。

町民バス運行費につきましては、町民バス業務として、平成18年度より実施しております旧松島第三・第四小学校並びに第三・第四幼稚園を含むスクールバス運行をそれぞれ実施し、夏休みのプールの送迎も含め、児童等の通学の足の確保に努めてまいりました。

また、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災により、当月11日から31日までの間について全路線運休といたしました。

施設管理費につきましては、集会施設の維持修繕業務7件を実施しております。

集会施設建設費につきましては、本郷ふれあいセンターを建設し、本郷区のコミュニティ施設の整備を図ったところであります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため、引き続き週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事務を実施いたしました。

また、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において、本人確認が定められたことに

による諸証明交付等を適正に実施いたしました。

さらに、平成22年7月3日から戸籍の電算化を実施したことにより、戸籍謄・抄本の発行などの事務処理時間が大幅に短縮され、行政の効率化と住民サービスの向上に寄与しました。

選挙費につきましては、7月に任期満了による参議院議員通常選挙が行われました。

指定統計費につきましては、5年に一度の「国勢調査」を実施しました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域社会の福祉向上を図るため、福祉団体等に対する支援を実施したほか、高齢者や障がい者への外出支援としての福祉タクシー利用助成事業を実施し、障がい者や低所得者世帯への負担軽減を行いました。また、人権侵害への関心を高めるため、町内の保育所入所児や学童保育で預かる児童を対象に人権擁護啓発事業を実施し、身近で発生しているさまざまな人権侵害への対応について啓発を図りました。

障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づき、自立支援給付、自立支援医療、補装具支給、日常生活用具給付などの地域生活支援事業を実施し、障がい者やその家族に対して生活に密着した支援を図りました。

老人福祉費につきましては、高齢化社会の実情を踏まえ、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、元気で生きがいを持って安心した生活を営んでもらえるよう事業を行いました。

児童福祉費につきましては、家庭生活における経済的安定を図るため、3歳未満児への児童手当を月額1万円支給したほか、平成22年4月より、子ども手当の支給が開始されたことから、支給に要するシステム改修等を実施しました。

保育事業につきましては、保育に欠ける子どもの健全な発達を図ることを目的に、通常保育のほか延長保育や障がい児保育を実施し、良好な保育環境整備の一環として、洋式トイレ設置工事や保育室パーテーション改修工事等を実施しました。

乳幼児医療費助成事業につきましては、乳幼児の医療機会の確保を目的として、乳幼児のいる家庭への経済的な安定に努めました。

子育て支援事業につきましては、安心して楽しく主体的な子育てができるよう、各種相談や仲間づくり支援を実施し、児童虐待や障がい児支援に積極的に取り組みました。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子育て家庭を対象として、今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を定めた、松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）のリーフレットを作成し、町内全世帯に配布し周知に努めました。

災害救助費につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による応急業務経費及び応急復旧工事費並びに公共交通機関が停止したことから、町民の病院等への足の確保と

して東北本線松島・岩切駅間の臨時運行バスを実施したところであります。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら、各ライフサイクルにあった健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援いたしました。

予防費につきましては、健康増進法、がん対策基本法に基づく各種検診、予防接種法に基づく予防接種を行いました。

平成22年度では、接種の勧奨を控えていた日本脳炎ワクチンの再開と任意接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについても、希望者に対し接種費用を助成するなど、経済的負担の軽減を図りました。

母子衛生費につきましては、平成21年度から妊婦健康診査の受診票交付枚数をふやしておりますが、平成22年度は検査項目を追加し、妊婦の経済的負担の軽減を図りました。

環境衛生費につきましては、各地域で実施したごみの清掃活動等で収集したごみの処理並びに公衆衛生組合連合会、環境美化推進員の方々のご協力のもと、町内一斉清掃に使用する防疫殺虫剤の配布や不法投棄防止啓発看板設置、さらには早期発見のためのパトロール活動を実施いたしました。

塵芥処理費につきましては、町内194カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集業務並びに各地区公衆衛生組合による施設見学会として、みやぎ生協リサイクルセンター並びに株式会社リサイクルセンターほか2カ所について、ごみの分別並びに減量等啓発活動の一環として実施しております。

勤労青少年ホーム費につきましては、図書室、ITルームの活用促進に努めました。特に、図書室には図書管理システムを導入し、利用者の利便を図るとともに、蔵書の管理運営に努めました。

労働諸費につきましては、若年未就職者の雇用促進を図るため、町内の宿泊施設や観光関係事業所へ、おもてなし向上推進事業業務を委託し、就職支援に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき、産地づくり対策事業を推進し、県営ほ場整備事業実施地区を主とした担い手組織による、大豆、ソバ、飼料作物、飼料用米の集団転作を7地区で実施し、99.1ヘクタールが実施されました。

また、生産調整については、287.7ヘクタールが実施され、実施率は103.1%で円滑な生産調整ができました。

平成22年度に実施された戸別所得補償モデル対策への加入者は426戸で、547ヘクタールが加

入されました。

さらに、地産地消の推進については、松島町地産地消実行委員会による年5回の「まつの市」、10月の「産業まつり」が開催され、安心、安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の交流が図られました。

また、7月の「日本三景の日」への参加、11月の「大漁カキまつり」等への参加で観光産業との連携もなされました。

農村整備事業におきましては、ほ場整備事業の松島東部地区において補完工、集落道路工を実施し、土手外地区は暗渠排水工を6.8ヘクタール、下志田地区は21.67ヘクタールの区画整理工と附帯工が実施されました。

また、吉田川左岸大崎市側水田であります銭神地区のかんがい排水事業及び高城川地区用水機場補修事業につきましては、新規事業に着手しており、測量設計を実施しております。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布65.12ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業で、産業間連携商品開発業務により、新たに4人の雇用が図られました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖事業への支援を行いました。

漁港整備事業につきましては、磯崎漁港人工島の臨港道路工、航路しゅんせつが実施され、順次整備されております。

また、維持補修として道路かさ上げ等の補修を実施しております。

磯崎漁港につきましては、事業完了間近でありましたが、3月11日に発生した地震及び津波により、大きな被害を受け、早期復旧に向け県に働きかけてまいります。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援、中小企業振興資金融資に係る保証料補給により、経営安定のための支援に努めました。

また、消費生活相談者への相談しやすい環境整備を図るため相談室を設置したほか、若者や高齢者へ啓発品を配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

観光費につきましては、観光協会を中心としたイベントの充実、さらにはこれらの広報宣伝に努め、特に10月から12月に開催した仙台宮城観光キャンペーンでは、「紅葉ライトアップ」を初めとしたイベント開催により、多くの観光客を迎えることができました。

また、「おもてなしづくり」や「地産地消による食の提供」など、産業界の連携による観光

基盤強化体制づくりの推進に努めました。

ふるさと雇用再生事業では、観光協会へ松島町外国語ツール作成業務及び伊達文化魅力再発見業務を委託し、3人を雇用し、観光案内とともに、観光ルートの企画や周遊マップづくりなどを実施いたしました。松島の魅力を全国にもっともっとPRするため、観光親善大使の任命や松島ファンクラブを創設し、会員数301名の登録がありました。

また、三十刈地内バリアフリー公衆トイレ建築工事及び双観山受水槽設置工事を実施し、松島海岸周辺の環境整備を図りました。

土木費につきましては、舗装補修並びに側溝補修等、道路の維持業務として36カ所の維持補修業務を実施しております。また、町道新田町・歌ノ入線側溝改良工事を含む6件の道路維持工事を実施しております。

道路新設改良費につきましては、砂利道の舗装工事を2カ所実施しております。

都市計画総務費につきましては、本町の将来像を踏まえた計画的な土地利用の促進を図るため、松島観光都市計画から仙塩広域都市計画への再編に取り組みました。

街路事業費につきましては、平成24年度の事業再開に向け、JRとの協議を実施しております。

住宅管理費につきましては、上初原町営住宅の瓦屋根ふき替え工事を実施し、地震による被害の軽減を図りました。

また、地上波テレビのデジタル化に伴い、高城住宅のアンテナ改修工事を実施しております。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業をそれぞれ実施しております。

消防費につきましては、3月に発生した震災により被災箇所の巡回、給水、救助等出動した消防団員出場手当として、11日から31日まで延べ774人に対し手当を支出しております。また、消防団機材の更新につきましては、小型動力ポンプ2台の更新並びに消防用ホースの更新を実施し、防火対策の強化に努めております。

教育費につきましては、平成22年度「松島町教育基本方針」に基づき、やさしく、たくましく、児童生徒の育成・学校安全管理の推進並びに防災教育の推進を図りました。

教育施設の保全及び教育環境の整備として、第一小学校、第五小学校等の遊具更新工事、第一小学校体育館建設事業の着手、小中学校保健室空調機器設置工事を実施しました。

また、大震災による学校施設の応急復旧、児童生徒の安全確保を図り、学校施設の緊急安全調査及び第一小学校校庭汚泥除去工事を実施し、安全で安心な学校教育環境整備に努めまし

た。

学校給食センターにおきましては、地場産食材を多く利用するために献立を工夫するなど、安全・安心な給食を提供し、食育・地産地消の推進を図りました。

生涯学習では、気仙沼交流事業を実施し、自然体験や子供同士のふれあいを図りました。

また、瑞巖寺本堂下の埋蔵文化財に係る試掘調査を実施した結果、中世期の遺構が確認され、本調査実施に向け準備を行いました。

公民館におきましては、魅力ある松島の歴史、文化の再発見となる新規事業を実施いたしました。

地域交流センターは、地域活動の拠点、町民の相互交流の場となる各種教室を実施しました。

温水プールにつきましては、広報や「美遊ライフ」を活用し、町民への周知を図りながら、各種教室を展開、利用促進に努めました。

また、運動公園に指定管理者を導入すべく条例改正を行い、指定管理者の選定を行いました。

スポーツ振興といたしましては、町民が心身ともに健康で活力にあふれた生活が営まれるよう、さらには生涯にわたり健康づくりやスポーツ活動に取り組んでもらうためのきっかけを提供しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額19億1,064万1,000円に対し、歳出総額17億7,210万7,000円となり、歳入歳出差引額1億3,853万4,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の福祉の増進と適切な医療給付等に努めました。

特定健康診査等につきましては、引き続き生活習慣病対策の充実・強化を図るため、平成22年度から「血清クレアチニン」検査を導入し、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための検診、指導に取り組むとともに、受診料を無料とすることで、住民の方々が検査を受けやすい環境づくりに努めました。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出総額ともに262万9,000円となり、歳入歳出差引額をゼロとし、老人保健特別会計の廃止に伴う打ち切り決算を行っております。

老人保健につきましては、医療費の過誤調整に係る戻し入れを行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億7,626万9,000円に対し、歳出総額1億7,372万1,000円となり、歳入歳出差引額254万8,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書の引き渡しや保険料徴収事務、各種申請書等の受付事

務を行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額12億1,489万6,000円に対し、歳出総額11億9,879万3,000円となり、歳入歳出差引額1,610万3,000円をもって決算を行っております。

「第4期介護保険事業計画」に基づき、認知症対応型共同生活介護の指定候補事業者の選定を行うとともに、その事業者が開設時から安定したサービスが提供できるように補助金を交付し、体制整備への支援を行いました。

本町におきましては、高齢化率が県内でも高い水準にあり、高齢化はますます進んでおります。

しかし、さまざまな介護予防事業を行い、要介護状態になることを予防しております。

地域包括支援センターにおきましても、身近で対応する相談機関として住民のニーズに合わせた相談支援に努め、大震災後は、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問等も行い、住みなれた地域において生活ができるように支援いたしました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額421万9,000円に対し、歳出総額388万3,000円となり、歳入歳出差引額33万6,000円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援者に対し、適切なサービスが提供できるように、サービス事業者との連絡調整を図りました。

観瀾亭等特別会計決算につきましては、歳入総額8,269万1,000円に対し、歳出総額8,035万円となり、歳入歳出差引額234万1,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額156万1,000円を差し引き、78万円が実質収支額となっております。

観瀾亭費につきましては、瑞巖寺灯道やお月見会での夜間営業が好評をいただき、季節に応じた茶菓のサービス提供などで誘客に努めました。

また、福浦橋費につきましては、カフェベイランドで松島産カキ、アナゴ料理の提供など、地場産品のPRにも努めたほか、福浦橋塗装工事を実施し、観光施設の環境整備を図りました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額507万1,000円に対し、歳出総額481万円となり、歳入歳出差引額26万1,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入等が主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほ

かは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額 8 億 8,415 万 7,000 円に対し、歳出総額 8 億 6,162 万円となり、歳入歳出差引額 2,253 万 7,000 円をもって決算を行っております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額 7 万 2,000 円を差し引き、2,246 万 5,000 円が実質収支額となっております。

歳出の主なものにつきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であります。

総流入汚水処理量 153 万 8,000 立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は 3 億 7,250 万 4,000 円であり、1 立方メートル当たりの汚水処理原価は 258 円となっております。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場 11 カ所の運転管理により降雨時等の対応を行っております。

また、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した下水道施設の応急復旧工事等を実施しております。

下水道施設整備としては、汚水系では、初原・愛宕処理分区の面整備として、三居山二準幹線ほか築造工事並びに初原準幹線築造工事等を実施しております。

雨水系では、普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事・西柳地内排水路整備工事等並びに長田第二雨水ポンプ場機器更新実施設計業務を実施しております。

なお、公債費においては、元金並びに利子として 5 億 8,057 万 2,000 円を償還いたしております。

次に、水道事業会計の決算であります。平成 22 年度水道事業の業務量につきましては、年度末給水人口 1 万 5,333 人、年度末給水戸数 5,503 戸、年間総配水量 218 万 9,000 立方メートル並びに年間有収水量 196 万 8,000 立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては 6 億 795 万 2,000 円となり、水道料金の値下げのため、前年度より 1,858 万 6,000 円の減少となっております。

水道事業費用につきましては 5 億 2,976 万 3,000 円となり、県広域水道の年度別受給水量の減量及び料金値下げにより受水費が減少し、また企業債の補償金免除繰上償還による支払利息の減少等のため、前年度より 3,817 万 4,000 円の減少となりました。

この結果、収益的収支では 7,818 万 9,000 円の純利益が生じました。

資本的収入及び支出につきましては、本年度も漏水防止対策及びライフラインの機能強化の事業としての配水管の布設がえ、また二子屋浄水場高圧動力設備更新工事等を実施しました。

資本的収入98万6,000円に対し、資本的支出が1億1,607万7,000円となり、差引不足額1億1,509万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補てんしております。

当年度末処分利益剰余金7,818万9,000円の処分につきましては、法定積立金として減債積立金に391万円を積み立てし、残額は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

東日本大震災の対応につきましては、災害復旧工事の修繕費は2,085万2,000円となり、修繕引当金から1,985万9,000円を取り崩し、経費に充当しております。

以上が水道事業会計の決算であります。今後もお客層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第91号から議案第100号までの議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第33 報告第10号 平成22年度松島町健全化判断比率について

日程第34 報告第11号 平成22年度松島町資金不足比率について

○議長（櫻井公一君） お諮りをします。日程第33、報告第10号及び日程第34、報告第11号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。報告第10号から報告第11号までの報告を求めます。朗読説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第10号

平成22年度松島町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度松島町健全化判断比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

報告第 1 1 号

平成 2 2 年度松島町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、平成22年度松島町資金不足比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成23年 9 月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第10号平成22年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年 6 月22日に公布され、本格的に、平成21年 4 月 1 日から施行となりました。法第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成22年度松島町健全化判断比率の 4 指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がない、つまり黒字のため、同法第 3 条第 3 項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4 指標の中に移行され、12.4%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など、平成23年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、60.1%と昨年度に比べ下がっております。

以上で、平成22年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

次に、報告第11号平成22年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年 6 月22日に公布され、本格的に、

平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成22年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成22年度決算で資金不足額がない（黒字）のため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額、これは営業収益に相当する収入額です。これから受託工事収益の額、これは受託工事収益に相当する収入額でございます。それを控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等と言う早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

以上で、平成22年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 説明が終わりました。報告事項についてであります。質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終わります。

本日の日程は、すべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、26日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後0時35分 散 会